

昭和 52 年 1 月

昭和 52 年度の税制
改正に関する答申

税 制 調 査 会

まえがき

- 1 税制調査会は、昭和49年10月、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」について諮問を受け審議を重ねてきたが、これまでに昭和49年12月及び昭和50年12月にそれぞれ昭和50年度及び昭和51年度の税制改正に関する答申を行つた。
- 2 その後本年度に入り、税制調査会は、昭和50年代前半におけるいわゆる中期税制のあり方について審議を進めるとともに、他方、昭和52年度において実施されるべき税制改正について審議を行つてきた。
- 3 いわゆる中期税制については、昨年7月設置された第一部会及び第二部会を中心として審議が行われてきており、昨年12月14日、各部会長から総会に対しそれまでの各部会における審議の経過について報告がなされたが、具体的な結論を得るために、今後なお審議を行わなければならない。

昭和52年度の税制改正については、その審議の結果を昭和52年1月11日の第30回総会において「昭和52年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

昭和 52 年度の税制改正に関する答申

昭和 52 年 1 月 11 日

内閣総理大臣 福田赳夫 殿

税制調査会会長 小倉武一

昭和 52 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は、次のとおりである。

| | | |
|-----|------------|------------|
| 委 員 | 石 井 清 | ○岩 村 精 一 洋 |
| | ○江 上 フ ジ | ○大 内 幸 夫 |
| | 岡 村 雅 夫 | ○小 倉 武 一 |
| | 河 崎 邦 夫 | 工 藤 巖 |
| | ○黒 川 洸 | ○斎 藤 誠 |
| | 三 枝 佐 枝 子 | 佐 ャ 木 邦 彦 |
| | ○柴 田 護 | ○高 橋 長 太 郎 |
| | 武 田 亨 | ○立 山 武 司 |
| | ○辻 村 江 太 郎 | 堤 清 二 |
| | 富 塚 三 夫 | ○友 末 洋 治 |
| | 西 沢 権 一 郎 | 林 慶 之 助 |
| | 前 川 一 男 | 松 尾 金 藏 |
| | 三 浦 朱 門 | 安 居 喜 造 |
| | ○吉 岡 英 一 | 吉 國 二 郎 |
| | 渡 邊 省 吾 | |

なお、渡部経彦は途中死亡し、また、日高輝及び安恒良一は途中辞任し、渡邊省吾及び富塚三夫がそれぞれこれに代わり委員に委嘱された。

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 一 基本的な考え方 | 1 |
| 二 国 税 | 3 |
| 1 所 得 税 | 3 |
| 2 租税特別措置 | 5 |
| (1) 租税特別措置の整理合理化の基本的考え方 | 5 |
| (2) 昭和52年度改正の具体的な内容 | 5 |
| (3) 社会保険診療報酬課税の特例の改善合理化 | 6 |
| 3 その他昭和52年度において実施を適当とする増収措置 | 6 |
| (1) 印 紙 税 | 6 |
| (2) 登 錄 免 許 税 | 7 |
| 三 地 方 税 | 7 |
| 1 個人住民税の減税 | 7 |
| 2 非課税措置等の整理合理化 | 8 |
| (1) 非課税措置等の整理合理化 | 8 |
| (2) 産業用電気に係る電気税の非課税措置 | 8 |
| 3 事業税における外形標準課税の導入 | 9 |
| 4 有料道路に対する課税 | 9 |
| 5 その他昭和52年度において実施を適当とする措置 | 9 |
| (1) 定額課税の税率の見直し | 9 |
| (2) 税負担の軽減合理化 | 10 |

参 考 資 料

| | |
|-------------------------|----|
| 1 改正案による所得税の課税最低限 | 13 |
| 2 改正案による所得税負担軽減状況 | 14 |
| 3 改正案による住民税の課税最低限 | 14 |
| 4 改正案による住民税(所得割)の負担軽減状況 | 16 |

当税制調査会は、昭和49年10月、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」について諮問をうけ、これまでに昭和49年12月及び昭和50年12月にそれぞれ昭和50年度及び昭和51年度の税制改正に関する答申を行つた。本年度に入つてからは、政府が昭和51年5月に策定した「昭和50年代前期経済計画」を参考としつつ昭和50年代前半における税制のあり方について審議を重ねるとともに、当面の課題である昭和52年度の税制改正について検討を行つてきた。

一 基本的な考え方

- (1) 当調査会は、前述のとおり、昭和51年6月以降、昭和50年代前半のいわゆる中期税制のあり方について審議を行つているが、その審議に当たり参考とされてきた「昭和50年代前期経済計画」等からすれば、今後中期的には、いずれかの時期に一般的な税負担の引上げが必要になるものと考えられる。これまでの審議においては、一般的な税負担の引上げを行う場合には、これと合わせて歳出面における節減合理化や税制面における不公平是正を一層推進することが必要であるということについては、大方の合意が得られているところであるが、一般的な税負担の引上げについての具体的な結論については、今後さらに時間をかけてより掘り下げた検討を行わなければならぬ。
- (2) 昭和52年度の税制改正については、前述のような中期税制についての審議の経緯を踏まえて検討すべきものと考えるが、他方、昭和52年度の経済運営に当たつては、当面の内外の経済情勢からすれば、財政面である程度積極的な施策を講ずることが必要であると考えられる。この見地から、昭和52年度財政については、財政健全化に資するため歳出の重点化、効率化を推進することは当然であるとしても、生活環境施設の整備を重視しつつ公共事業支出を中心として適度の財政規模を確保するよう配意する必要があろう。一方、歳入面においては、税収について相応の自然増収が見込まれるとしても、歳入不足はなお多額のものが予想され、これを補填するための増収策としては、後に述べるように、昭和52年度は大幅な増税を行い得る時期にはないので、現行税制の仕組みの中で各般の増収措置を講ずることとしても、財政は多額の公債に依存せざるを得ず、その場合、一般会計の公債依存度を昭和51年度より若干でも引き下げる目途とするとしても、なお昭和52年度における公債発行額は8兆円を超える巨額なものとならざるを得ない状況にあると考えられる。
- (3) 当調査会は、以上のような厳しい環境の下において、昭和52年度税制改正をいか

にすべきかについて、審議を重ねてきた。

(財政再建の方策)

イ 財政体質の改善をもたらすような大幅な増税については、中期税制についての審議の状況からして、なおこれを行うべき段階にはないと考えられるほか、当面の経済情勢からみて適当でないと認められる。したがつて、昭和52年度における財源充実のための措置としては、中期税制の審議の経緯を踏まえつつ、引き続き税制面における不公平是正を推進するとともに、現行税制の仕組みの中で、当面の経済運営の方向と矛盾しない範囲において増収措置を講ずることとすべきであると考える。

(所得税減税)

ロ 次に、最近の経済情勢に関連して、景気刺激のために、1兆円を上回る大幅な所得税減税を行うべきであるとする意見がある。また、これとは別に、景気刺激の観点も含めて広く国民生活に明るさを与えるという見地から、実質的に所得税負担を大幅に軽減するため1兆円以上の減税を行うべきであるとする見解が一部の委員から強く主張されている。

ハ 景気政策の手段としては、減税は、公共事業支出等と並んで財政がとり得る一つの措置であるが、その効果の点で有効需要創出に直接結びつく公共事業支出の方がより優れているとみられること、また、財政体質への影響という点からみても、公共事業支出は財政政策の手段として伸縮性がより強いことのほか、減税については中期的に税負担の増加が求められていることとの関連において問題があると考えられることを考慮すると、前述のように厳しい財政事情の下で、多額の公債発行に依存しつつ景気回復を図るのであれば、そのための財政措置としては、公共事業支出によるのが適当であるとする意見を大部分の委員が支持している。

次に、国民生活の安定を図るという見地から、この際大幅な所得税減税を行うべきであるとする意見については、最近みられる実質所得の伸び悩みは、当面の景気動向による面もあるが、基本的には、我が国経済が資源等の制約要因のために低成長を余儀なくされていることから生じているものであり、今後、国民生活はそのような経済環境に適応していくことが求められていると考えられること、また、今後税負担の増加が避けられないとみられる状況において、この際大幅な税負担の軽減を図ることは、問題の解決を徒らに先に延ばすだけでなく、将来における負担の

増加を一層厳しいものとするとみられることから、適当でないという意見が大勢を占めている。

ニ 次に、景気刺激等のための大幅減税は措くとしても、少なくともいわゆる物価調整減税を行つてはどうかとする意見がある。

これについては、我が国における所得税の課税最低限は、諸外国のそれと比較しても、また、平均的な所得水準等との対比においても、既に相当の水準に達していることを考慮すれば、ある期間を通じた物価の推移に応じてその調整を行うことは必要であるとしても、毎年必ずこれを行わなければならないものとは考えられず、また、いわゆる物価調整減税の場合においても、これを行うためには公債の増発によらざるを得ないことを考慮すれば、将来の国民の負担において現在の国民が利益を享受することになり、世代間の負担の公平の見地から問題があると考えられる。したがつて、中期的な展望に立つ限り、昭和52年度においても、昭和51年度に引き続き、所得税減税はこれを見送ることとし、その理由を国民に訴えるべきだとする意見があり、かなりの委員がこの意見を支持している。

ホ しかしながら、以上ロからニまでに述べた論議を通じて、多数の委員の考え方は、中期的な展望に立つ場合の問題点や昭和52年度における厳しい財政事情は十分理解できるにしても、2年連続して所得税減税が見送られることになる場合には、最近において実質所得が伸び悩んでいることもあるつて、中小所得者を中心として国民の税負担感が昂まるということも否定できないところであり、昭和52年度において、中小所得者の負担軽減を必要最小限の範囲で行うことは、この際やむを得ないのでないかという方向に集約されてきている。

(4) 以上の論議を総合して、当調査会としては、公債を財源として大幅な減税を行うことはこの際とるべきではないと考えるが、昭和52年度において予想される物価上昇を調整する程度の減税を行うことはやむを得ないであろうと考える。

二 国 稅

1 所 得 税

(1) 所得税については、既に述べたとおり、減税を行う場合にはその財源が特例公債の増発に依存せざるを得ないことを念頭におきつつ、中小所得者を中心として、必要最小限の負担調整を行うこととし、具体的には、夫婦子2人の給与所得者の課税最低限が昭和52年度において実質的に昭和51年度とほぼ同水準になることを目安

とすべきであると考える。

このような考え方からすれば、昭和52年度においては、次のとおり、人的控除を引き上げることが適当である。

イ 人的控除の引上げ

| | 現 行 | 改 正 案 |
|-----------|------|-------|
| 基 础 控 除 | 26万円 | 29万円 |
| 配 偶 者 控 除 | 26万円 | 29万円 |
| 扶 養 控 除 | 26万円 | 29万円 |

ロ 特別な人的控除の引上げ

| | 現 行 | 改 正 案 |
|-------------|------|-------|
| 障 害 者 控 除 | 20万円 | 23万円 |
| 特別障害者控除 | 28万円 | 31万円 |
| 老 年 者 控 除 | 20万円 | 23万円 |
| 寡 婦 控 除 | 20万円 | 23万円 |
| 勤 劳 学 生 控 除 | 20万円 | 23万円 |
| 老 人 扶 養 控 除 | 32万円 | 35万円 |

(2) なお、減税を行う場合の具体的方式として、減税の効果をできる限り高額所得者に及ぼさないようにするとの観点から、これを税額控除によつて行つてはどうかとする考え方がある。

所得税の人的控除のあり方として、これを所得控除から税額控除に切り替えるべきであるとする考え方については、将来の所得税制のあり方の問題として、十分に時間をかけて検討する余地があるのではないかと考えられる。

しかしながら、当面の減税分についてだけ税額控除方式をとることについては、所得税の人的控除が現行の所得控除による部分と新たな税額控除による部分とによつて構成されることになり、制度として齊合性を欠くことになるので、減税措置が1年限りの時限的なものであるならばともかく、恒久的な制度としては、適当でないであろう。また、仮に減税分についてだけ部分的に税額控除方式をとつた場合には、制度としての齊合性を回復するために、いずれは人的控除を全面的に税額控除方式に切り替えていかざるを得なくなるのではないかと考える。したがつて、当面の減税を税額控除方式により行うべきか否かの問題は、所得税における人的控除の

あり方について何らの方向性も見出さないままに、 性急にとりあげるべきものでなく、 今後中期税制の問題の一環として、 時間をかけて慎重に検討していくべき課題であると考える。

2 租税特別措置

(1) 租税特別措置の整理合理化の基本的考え方

租税特別措置については、 個々の政策目的と税制の基本的原則との調和を図るために、 従来以上に課税の公平を重視しつつ、 個々の措置の実態に即して漸進的に整理合理化を図ることを基本方針とするのが適当である。

昭和 52 年度においては、 この基本方針に基づき、 利子・配当に対する課税の特例について見直しを行うを中心とし、 企業関係の租税特別措置についても引き続き整理合理化に努めるべきである。

(2) 昭和 52 年度改正の具体的な内容

イ 利子・配当課税の強化

利子・配当所得についても、 総合課税を行うことが税制として本来望ましいことは言うまでもないが、 利子・配当所得を把握する体制が十分整備されないままに一挙に総合課税に移行する場合には、 新たな課税の不公平を招くおそれがあることも否めないので、 個人の金融資産の選択に不測の影響を与えることのないよう配意しつつ、 課税の強化を図っていくことが適当である。

したがつて、 昭和 52 年度の税制改正においては、 次のように措置することとすべきである。

(イ) 利子・配当所得の源泉徴収税率の軽減の特例(現行 15%)については、 これを廃止し、 本則の 20% に引き上げる。

(ロ) 利子・配当所得の源泉分離選択課税制度については、 選択税率を 35%(現行 30%)に引き上げる。

割引債の償還差益に対する発行時源泉分離課税の税率についても、 上記に準じて引き上げる。

なお、 利子・配当所得に対する現行の課税の特例については、 昭和 50 年度税制改正において、 昭和 55 年末までその適用期限が延長され、 その際、 源泉分離選択課税制度につき課税の強化が図られた経緯があることから、 少なくともこの期間中はこの特例措置の手直しを行うべきではないとする考え方もあるが、 最近

において税負担の公平に対する要請が格段に強まつてゐることを考慮すれば、昭和 51 年度において期限未到来の企業関係の租税特別措置について縮減合理化が行われた場合と同様、現行の特例措置について、その存続期間内においても、課税の強化を図ることが必要であると考える。

もつとも、利子・配当所得に対する適用税率が不安定であることは必ずしも望ましいことではないので、上記の経緯をも考慮し、改正後の特例措置については、その適用期限を昭和 55 年末とし、その間はこれをそのまま据え置くこととし、これと併行して、利子・配当所得に対する完全総合課税を実現するための方策について、具体的、専門的な検討を一層推進することが必要であると考える。

ロ 企業関係の租税特別措置の整理合理化

昭和 52 年度においては、新規の制度の創設は原則として認めないこととともに、既存の制度について、適用期限の到来するものに重点を置いて、政策の緊急性、重要性を勘案しつつ、その縮減合理化を推進することが適当である。

ハ 交際費課税の強化

交際費に対する課税は、累年強化されてきているが、最近における交際費支出の状況及びこれに対する強い社会的批判に顧み、昭和 52 年度の税制改正においても、引き続き、その課税を強化すべきであると考える。

(3) 社会保険診療報酬課税の特例の改善合理化

社会保険診療報酬課税の特例については、当調査会としては、社会保険医の特殊性を十分にしん酌しつつ、「昭和 50 年度の税制改正に関する答申」において具体的な改善案を答申したところであり、昭和 51 年度の答申においても上記答申に示された改善案を実施に移すことについて強く要請したところである。

政府においては、この特例について、医療問題全般と関わりをもつ重要かつ複雑な問題であるとして、現在検討中であるとのことであるが、当調査会としては、この特例について、少なくとも上記の答申程度の改善を実施に移すことなくしては、税制上の不公平是正に対する政府の姿勢について、納税者の納得を得ることはできないと考えるので、上記答申の趣旨が早急に実現されることを重ねて強く要請する。

3 その他昭和 52 年度において実施を適當とする増収措置

(1) 印 紙 稅

印紙税は、文書の作成行為の背後にある担税力に着目して軽度の税率で課税する

流通税であるが、最近における厳しい財政事情を考慮すれば、これに負担の増加を求めてよいと考える。

具体的には、最近の経済情勢の推移に照らし、定額税率50円を100円に引き上げ、その他の定額税率もこれに準じて引き上げるとともに、階級定額税率については、最近における取引規模の拡大等に即応して、最高価格帯の見直しを中心とした税率の調整合理化を行うことにより増収を図ることが適當である。

(2) 登録免許税

登録免許税は、登記・登録等の原因になつた行為の背後にある担税力に着目して課税されるものであるが、最近における財政事情等に顧み、昭和52年度において増収を求めてよいと考える。具体的な措置としては、定額税率について、現行税率が設定された昭和42年度以後の所得水準等の上昇に照らして3倍(更正・抹消登記等については、2倍)に引き上げることが適當である。

なお、その負担の実情等に顧み、定率課税のうち、所有権移転の仮登記、財団抵当権の設定登記等につき、その税率を引き上げる等の措置を講ずることが適當である。

三 地 方 稅

1 個人住民税の減税

個人の住民税の減税については、「基本的な考え方」において所得税の減税に関して述べたところと同様の考え方立つて対処すべきものと考えるが、とくに住民税については、所得税と異なり、地域社会の費用を住民が広く能力に応じて負担するという性格にかんがみ、その課税最低限の引上げは慎重に検討する必要があると考える。とりわけ、昭和52年度においては、著しい財源不足におちいつている地方財政の現況からみて、個人の住民税について課税最低限を引き上げて減税を実施することは極めて困難な状況にあるものと考えられる。

しかしながら、所得税において、既に述べたような減税が行われその課税最低限が引き上げられる際に住民税の課税最低限を据え置くこととすれば、所得税のいわゆる控除失格者で住民税の所得割を負担する所得者層に対する配慮が全くなされない結果となる。

したがつて、住民税についても、所得税と同様の考え方立つてその課税最低限の引上げを行うこともやむを得ないと考える。

以上のような考え方からすれば、昭和52年度においては、次のとおり所得控除等を引き上げることが適當である。

(1) 基礎控除等の引上げ

| | 現 行 | 改 正 案 |
|---------------|------|-------|
| 基 础 控 除 | 19万円 | 20万円 |
| 配 偶 者 控 除 | 19万円 | 20万円 |
| 扶 養 控 除 | 17万円 | 19万円 |
| 老人扶養控除 | 19万円 | 20万円 |
| 配偶者のいない世帯の1人目 | 19万円 | 20万円 |

(2) 障害者、寡婦控除等の引上げ等

イ 障害者控除等の引上げ

障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ18万円(現行16万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除を20万円(現行19万円)に引き上げる。

ロ 障害者等の非課税限度額の引上げ

障害者、未成年者、老年者及び寡婦の非課税限度額を80万円(現行70万円)に引き上げる。

2 非課税措置等の整理合理化

(1) 非課税措置等の整理合理化

地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置については、本年度の税制改正において、企業関係の特別措置を中心として全面的な見直しを行つたところであるが、昭和52年度の税制改正に当たつても、従来からの当調査会の答申及びこの答申に述べた基本的考え方に基いてその整理縮小に努めるべきである。

(2) 産業用電気に係る電気税の非課税措置

産業用電気に係る電気税の非課税措置については、現行の非課税基準設定後の電気税の推移、財政、経済環境の変化等に即応して現行の基準の見直しを行い非課税品目の整理合理化を図るべきであるとする意見があつたが、これに対し、エネルギー価格の国際比較、企業の国際競争力等の観点から、原料課税を排除する等の趣旨に基づいて設けられている現行基準を維持すべきであるとする意見があり、結論

を得るに至らなかつた。

この問題については、電気税のあり方との関連において、なお引き続き検討すべきであると考える。

3 事業税における外形標準課税の導入

事業税における外形標準課税の導入については、従来の当調査会の答申を踏まえ、昭和50年代前半における税制のあり方に関する諸問題の一環として、昨年に引き続き、導入対象の範囲、外形標準として用いるべき基準のとり方、課税標準として所得と外形基準とを併用することの適否、税率の定め方等これを実施する場合の問題点について検討を行つた。

審議の過程においては、事業税の性格の明確化とその税収の安定的確保とを図る見地から外形標準課税の導入の実施に踏み切るべきであるとの意見が出された反面、我が国経済の現状にかんがみ、昭和52年度の税制改正において外形標準課税の導入に踏み切ることは時期尚早であるという意見、今後における我が国経済社会の変動に対応してとられるべき将来の税制の姿をも考慮しつつ慎重に検討すべきではないかという意見等が出され、上記の問題点については結論を得るに至らなかつた。

以上のような状況にかんがみ、当調査会としては、事業税における外形標準課税の導入に関する諸問題については、なお引き続き検討することが適當であると認めた。

4 有料道路に対する課税

有料道路については、従来「公共の用に供する道路」として非課税とする取扱いがなされてきたが、有料道路が料金を支払う特定の利用者のみの利用に供されるものであること、有料道路所在市町村には関連道路整備、公害対策、救急業務等に伴う財政需要があること、料金プール制の採用に伴いかなり長期間有料制が継続する結果となつたこと等の事情にかんがみ、他の公社、公団等の事業用資産との均衡を考慮すれば、これら有料道路に対して固定資産税負担を求める等何らかの適切な措置を講ずるべきであるとの意見があり、その適否について検討を行つた。その結果、当調査会としては、この問題に関して結論を得るには至らなかつたが、有料道路の性格、利用の実態、財政的仕組み、所在市町村に与える影響等を考慮しつつ関係当局において、昭和53年度を目途として結論を得るよう努めることが適當であると考える。

5 その他昭和52年度において実施を適當とする措置

(1) 定額課税の税率の見直し

法人の住民税の均等割、娯楽施設利用税、鉱区税、狩猟免許税、入猟税及び入湯税については、社会経済情勢の推移、現下の厳しい地方財政の状況等にかんがみ、次の措置を講ずることにより税負担の適正化を図ることが適當である。

イ 法人の住民税の均等割について、その税率を次のとおり引き上げる。

| 区分 | | 標準税率 | | 率 | |
|-------|--|------|---------|----|---------|
| | | 現行 | 改正案 | 年額 | 年額 |
| 道府県民税 | 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 | 年額 | 6,000円 | 年額 | 20,000円 |
| | 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える、1億円以下の法人 | 年額 | 3,000円 | 年額 | 6,000円 |
| | 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 | 年額 | 1,800円 | 年額 | 2,000円 |
| 市町村民税 | 資本の金額又は出資金額が1億円を超える、かつ、従業員が100人を超える法人 | 年額 | 24,000円 | 年額 | 80,000円 |
| | 資本の金額又は出資金額が1億円を超える、かつ、従業員が100人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超える1億円以下の法人 | 年額 | 12,000円 | 年額 | 24,000円 |
| | 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 | 年額 | 7,200円 | 年額 | 8,000円 |

ロ 娯楽施設利用税について、ゴルフ場（これに類する施設を含む。）に係る標準税率を1人1日につき1,000円（現行800円）に引き上げるほか、外形課税を行う場合におけるぱちんこ場、まあじやん場及びたまつき場に係る税率を次のとおり引き上げる。

現 行 改 正 案

| | | | |
|------------|---------|---------|---------|
| (イ) ぱちんこ場 | 1台につき月額 | 150 円 | 250 円 |
| (ロ) まあじやん場 | 1卓につき月額 | 500 円 | 750 円 |
| (ハ) たまつき場 | 1台につき月額 | 1,000 円 | 1,200 円 |

なお、娯楽施設利用税の適正な負担水準の確保を図る見地から、利用料金課税及び定額課税に係る税率について制限税率を法定することが適當である。

ハ 鉱区税、狩猟免許税及び入猟税について、その税率を2倍に引き上げる。

ニ 入湯税について、その税率を150円（現行100円）に引き上げる。

(2) 税負担の軽減合理化

イ 個人事業者の事業税負担の現状にかんがみ、その軽減合理化を図るため、事業主控除を220万円（現行200万円）に引き上げることが適當である。

ロ 料理飲食等消費税の負担の軽減合理化を図るため、旅館における宿泊及びこれ

に伴う飲食に係る免税点を4,000円(現行3,400円)に、飲食店等に係る免税点を2,000円(現行1,700円)に、チケット制食堂に係る免税点を1,000円(現行850円)に、それぞれ引き上げることが適當である。

ハ 電気税及びガス税については、最近における料金改定の実施状況等にかんがみ、家庭用の電気及びガスに係る税負担の軽減を図るため、免税点を電気税につては2,400円(現行2,000円)に、ガス税につては4,800円(現行4,000円)に、それぞれ引き上げることが適當である。

参 考 资 料

1 改正案による所得税の課税最低限

| 区 分 | | 家族の構成 | 独 身 者 | 夫 婦 者 | 夫婦子 1 人 | 夫婦子 2 人 |
|-------|----------------|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 現 行 | 昭 和 51 年 分 | | 千円 800 | 千円 1,073 | 千円 1,418 | 千円 1,830 |
| 改 正 案 | 昭 和 52 年 分 以 降 | | 831 | 1,136 | 1,569 | 2,015 |

(備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

2 改正案による所得税負担軽減状況

| 家族の構成 | | 区分 | | 給与の収入金額 | 100万円 | 150万円 |
|-------|-----------|----------|-----------------|------------------|------------------|----------------|
| 独身者 | | 現行 | 昭和51年分 (A) | (1.90) 19,000 円 | (3.76) 56,500 円 | |
| | | 改正案 | 昭和52年分以降 (B) | (1.60) 16,000 | (3.56) 53,500 | |
| | | 軽減額 | (C) = (A) - (B) | | 3,000 | 3,000 |
| | | 軽減割合 (%) | (C) / (A) | | 15.8 | 5.3 |
| 夫婦者 | 配偶者 | 現行 | 昭和51年分 (A) | | — | (2.03) 30,500 |
| | | 改正案 | 昭和52年分以降 (B) | | — | (1.63) 24,500 |
| | | 軽減額 | (C) = (A) - (B) | | — | 6,000 |
| | | 軽減割合 (%) | (C) / (A) | | — | 19.7 |
| 夫婦子一人 | 配偶者扶養親族1人 | 現行 | 昭和51年分 (A) | | — | (0.30) 4,500 |
| | | 改正案 | 昭和52年分以降 (B) | | — | — |
| | | 軽減額 | (C) = (A) - (B) | | — | 4,500 |
| | | 軽減割合 (%) | (C) / (A) | | — | 100.0 |
| 夫婦子二人 | 配偶者扶養親族2人 | 現行 | 昭和51年分 (A) | | — | — |
| | | 改正案 | 昭和52年分以降 (B) | | — | — |
| | | 軽減額 | (C) = (A) - (B) | | — | — |
| | | 軽減割合 (%) | (C) / (A) | | — | — |

(備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

3 ()内は、収入金額100円当たりの税額である。

3 改正案による住民税の課税最低限

| 区分 | 家族の構成 | 独身者 | 夫婦者 | 夫婦子1人 | 夫婦子2人 |
|------|-----------|--------|--------|----------|----------|
| 現行 | (A) | 726 千円 | 926 千円 | 1,105 千円 | 1,309 千円 |
| 改正案 | (B) | 737 | 947 | 1,147 | 1,418 |
| 引上げ額 | (B) - (A) | 11 | 21 | 42 | 109 |

(備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

| 200 万 円 | 300 万 円 | 500 万 円 | 700 万 円 | 1,000 万 円 |
|----------------|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|
| (4.74) 94,800 | (6.08) 181,000 | (8.86) 443,100 | (11.77) 824,400 | (16.13) 1,613,400 |
| (4.56) 91,200 | (5.89) 176,800 | (8.73) 436,800 | (11.67) 817,200 | (16.03) 1,603,200 |
| 3,600 | 4,200 | 6,300 | 7,200 | 10,200 |
| 3.8 | 2.3 | 1.4 | 0.9 | 0.6 |
| (3.18) 63,600 | (4.82) 144,600 | (7.86) 393,000 | (10.88) 762,000 | (15.25) 1,525,000 |
| (2.85) 57,000 | (4.54) 136,200 | (7.64) 382,200 | (10.68) 747,600 | (15.04) 1,504,600 |
| 6,600 | 8,400 | 10,800 | 14,400 | 20,400 |
| 10.4 | 5.8 | 2.7 | 1.9 | 1.3 |
| (1.85) 37,000 | (3.72) 111,600 | (6.92) 346,200 | (9.99) 699,600 | (14.37) 1,437,000 |
| (1.40) 28,000 | (3.36) 100,800 | (6.60) 330,000 | (9.68) 678,000 | (14.10) 1,410,000 |
| 9,000 | 10,800 | 16,200 | 21,600 | 27,000 |
| 24.3 | 9.7 | 4.7 | 3.1 | 1.9 |
| (0.55) 11,000 | (2.68) 80,400 | (6.01) 300,800 | (9.10) 637,200 | (13.59) 1,359,000 |
| — | (2.20) 66,000 | (5.63) 281,600 | (8.73) 611,100 | (13.23) 1,323,000 |
| 11,000 | 14,400 | 19,200 | 26,100 | 36,000 |
| 100.0 | 17.9 | 6.4 | 4.1 | 2.6 |

4 改正案による住民税(所得割)の負担軽減状況

(給与所得者)

| 収入 金額 万円 | 税目 | 独身者 | | | | 夫婦者 | | | |
|----------------|----|---------|---------|-------|------|---------|---------|-------|------|
| | | 現行 | 改正案 | 軽減額 | 軽減割合 | 現行 | 改正案 | 軽減額 | 軽減割合 |
| 100 | 県 | 5,200 | 5,000 | 200 | 3.8 | 1,400 | 1,000 | 400 | 28.6 |
| | 市 | 5,200 | 5,000 | 200 | 3.8 | 1,400 | 1,000 | 400 | 28.6 |
| | 計 | 10,400 | 10,000 | 400 | 3.8 | 2,800 | 2,000 | 800 | 28.6 |
| 150 | 県 | 12,700 | 12,500 | 200 | 1.6 | 8,900 | 8,500 | 400 | 4.5 |
| | 市 | 17,400 | 17,000 | 400 | 2.3 | 10,350 | 9,750 | 600 | 5.8 |
| | 計 | 30,100 | 29,500 | 600 | 2.0 | 19,250 | 18,250 | 1,000 | 5.2 |
| 200 | 県 | 19,200 | 19,000 | 200 | 1.0 | 15,400 | 15,000 | 400 | 2.6 |
| | 市 | 32,000 | 31,500 | 500 | 1.6 | 22,800 | 22,000 | 800 | 3.5 |
| | 計 | 51,200 | 50,500 | 700 | 1.4 | 38,200 | 37,000 | 1,200 | 3.1 |
| 300 | 県 | 34,800 | 34,400 | 400 | 1.1 | 28,600 | 28,200 | 400 | 1.4 |
| | 市 | 71,400 | 70,700 | 700 | 1.0 | 58,800 | 57,600 | 1,200 | 2.0 |
| | 計 | 106,200 | 105,100 | 1,100 | 1.0 | 87,400 | 85,800 | 1,600 | 1.8 |
| 500 | 県 | 97,200 | 96,800 | 400 | 0.4 | 89,600 | 88,800 | 800 | 0.9 |
| | 市 | 187,400 | 186,600 | 800 | 0.4 | 172,200 | 170,600 | 1,600 | 0.9 |
| | 計 | 284,600 | 283,400 | 1,200 | 0.4 | 261,800 | 259,400 | 2,400 | 0.9 |
| 700 | 県 | 165,200 | 164,800 | 400 | 0.2 | 157,600 | 156,800 | 800 | 0.5 |
| | 市 | 332,200 | 331,300 | 900 | 0.3 | 315,100 | 313,300 | 1,800 | 0.6 |
| | 計 | 497,400 | 496,100 | 1,300 | 0.3 | 472,700 | 470,100 | 2,600 | 0.6 |
| 1,000 | 県 | 273,200 | 272,800 | 400 | 0.1 | 265,600 | 264,800 | 800 | 0.3 |
| | 市 | 591,000 | 590,000 | 1,000 | 0.2 | 572,000 | 570,000 | 2,000 | 0.3 |
| | 計 | 864,200 | 862,800 | 1,400 | 0.2 | 837,600 | 834,800 | 2,800 | 0.3 |

| 夫 婦 子 1 人 | | | | 夫 婦 子 2 人 | | | |
|-----------|---------|-------|------|-----------|---------|-------|------|
| 現 行 | 改 正 案 | 軽 減 額 | 軽減割合 | 現 行 | 改 正 案 | 軽 減 額 | 軽減割合 |
| 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | % |
| — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — |
| 5,500 | 4,700 | 800 | 14.5 | 2,100 | 900 | 1,200 | 57.1 |
| 5,500 | 4,700 | 800 | 14.5 | 2,100 | 900 | 1,200 | 57.1 |
| 11,000 | 9,400 | 1,600 | 14.5 | 4,200 | 1,800 | 2,400 | 57.1 |
| 12,000 | 11,200 | 800 | 6.7 | 8,600 | 7,400 | 1,200 | 14.0 |
| 16,000 | 14,400 | 1,600 | 10.0 | 9,900 | 8,100 | 1,800 | 18.2 |
| 28,000 | 25,600 | 2,400 | 8.6 | 18,500 | 15,500 | 3,000 | 16.2 |
| 25,200 | 24,400 | 800 | 3.1 | 21,800 | 20,600 | 1,200 | 5.5 |
| 48,600 | 46,200 | 2,400 | 4.9 | 38,500 | 35,500 | 3,000 | 7.8 |
| 73,800 | 70,600 | 3,200 | 4.3 | 60,300 | 56,100 | 4,200 | 7.0 |
| 82,800 | 81,200 | 1,600 | 1.9 | 76,000 | 73,600 | 2,400 | 3.2 |
| 158,600 | 155,400 | 3,200 | 2.0 | 145,000 | 140,200 | 4,800 | 3.3 |
| 241,400 | 236,600 | 4,800 | 2.0 | 221,000 | 213,800 | 7,200 | 3.3 |
| 150,800 | 149,200 | 1,600 | 1.1 | 144,000 | 141,600 | 2,400 | 1.7 |
| 299,800 | 296,200 | 3,600 | 1.2 | 284,500 | 279,100 | 5,400 | 1.9 |
| 450,600 | 445,400 | 5,200 | 1.2 | 428,500 | 420,700 | 7,800 | 1.8 |
| 258,800 | 257,200 | 1,600 | 0.6 | 252,000 | 249,600 | 2,400 | 1.0 |
| 555,000 | 551,000 | 4,000 | 0.7 | 538,000 | 532,000 | 6,000 | 1.1 |
| 813,800 | 808,200 | 5,600 | 0.7 | 790,000 | 781,600 | 8,400 | 1.1 |

(大蔵省印刷局製造)